

「皇族数確保のための第1案『女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持』」に対する各党・各会派の意見の要点

令和7年2月17日

主な論点（案）（令和6年5月17日全体会議において配付）	有識者会議報告書 （R3.12.22）	自由民主党	立憲民主党	日本維新の会
（1）その賛否について	- 具体的な制度の検討を進めていくべき。 「宮家」という言葉は、独立して一家をなす皇族に対する呼称であり、法律に基づく制度ではない。	- 皇族数確保のために必要 - 国民の理解が十分得られる皇族数確保の方策という観点から議論すべきもの	- 有識者会議報告書では、「女性宮家の創設等」についての明確な結論を示していない。 （「女性宮家の創設等」の課題については）とりわけ緊急的な課題として議論を急ぐ必要がある。 - 女性皇族が婚姻後も皇族として残るところまでは異論ない。	- 皇室の歴史と整合的であり、現実的なものであるという点で、高く評価 - 皇室典範の改正に進んでいくべき。 - 皇族の男系継承の伝統をなし崩し的に消滅させ、皇位継承資格を女系に拡大することにつながるとの懸念に十分留意する必要がある。
（2）配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	- 子は皇位継承資格を持たないとするのが考えられる。 - 配偶者と子は皇族という特別の身分を有せず、一般国民としての権利・義務を保持し続けるものとするのが考えられる。	- 配偶者・子は、皇族の身分を有することなく、一般国民としての権利・義務を保持し続けることが適切 - 男性皇族は、皇位継承権を持っていることが前提 - 憲法2条は14条の特則。2条に基づき皇統に属する男系男子による皇位の継承を定める皇室典範も当然合憲であるとの共通認識に立って議論を進めるべき。	- 配偶者・子に皇族としての身分を付与する案（野田内閣「論点整理」I-A案）を含めた検討が必要 （女系につながる可能性を指摘する意見について）皇族としても皇位継承資格とは直結しない。 - 配偶者・子に皇族としての身分を付与しない案（野田内閣「論点整理」I-B案）は憲法上の諸課題（24条1項、14条1項など）が指摘されている。 - 家庭内に皇族と一般国民がいることの是非、内親王・女王が摂政や臨時代行になった場合にその家族が一般国民であることの是非、内親王・女王が女性天皇になる可能性を踏まえ、配偶者・子が一般国民でよいのかは疑問	- 配偶者・子は、皇族の身分を持たないとするのが適切 - 配偶者・子が皇族となった事例はないが、准三后の先例のように、准皇族的な身分が許容された時代があり、それは先例の枠内
（3）現在の内親王・女王殿下の処遇について	現行制度下で人生を過ごされてきたことに十分留意する必要	現行制度の下で人生を過ごされてきたということに十分配慮するべき。		

	公明党	国民民主党	日本共産党	れいわ新選組
（1）その賛否について	国民の理解も得られ、皇室の歴史とも整合的と考えられ、制度化を検討すべき。	- 早急に制度の具体化を進めるべき。 - 時間的制約があるため、最優先で結論を得るべき。	- 附帯決議が女性宮家の創設等についても検討を行うことを求めているにもかかわらず、有識者会議の報告は、男系男子による継承を不動の原則としている。 - 第1案を決して否定はしないが、男系男子を前提としない大きな議論を。 - 女性宮家も正面から検討すべき。	- 問題がある。 - 皇族数に見合った公務負担の見直し、公務を減らすことが必要と考える。
（2）配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	- 配偶者・子は、皇族の身分を持たないとするのが適切 - 憲法24条1項の問題は生じない。	- 事務局に「女性宮家」について説明を求めたい。 - 配偶者・子は、皇族の身分を有せず、一般国民としての権利義務を保持し続けることが適当。過去に一般男性に皇籍を与えたケースはない。 - 配偶者・子の身分について、集中的に、また、急いで結論を得るべき。 - 配偶者が一般国民である場合、平安時代のやり方を踏まえ、配偶者・子には、一代限りの准皇族という立場（皇位継承権・皇籍は持たない）を設けるという有識者の議論もある。今谷明教授の有識者ヒアリングを。		配偶者・子は皇族の身分を有しないとする有識者会議報告書の整理では、公務負担を実質的に女性皇族のみが負うことや、配偶者が一般市民となり生活の面でも問題が多いとの指摘がある。
（3）現在の内親王・女王殿下の処遇について	現行制度の下で人生を歩んで来られたことに鑑み、経過措置として、皇族の身分を保持するか否かについて、一定の配慮をすべき。			

※意見書等を提出した政党・会派については、当該意見書等での意見をもとに記載しつつ、全体会議及び各政党・各会派からの個別の意見聴取での発言により一部加筆修正しています。

	有志の会	参政党	日本保守党	社会民主党
(1) その賛否について	・ 妥当 ・ 皇室典範の具体的な改正案の策定にとりかかるべき。 ・ 各党各会派とも原則的に賛成と認識。まず、これを結論とすべき。 ・ 「女性宮家」は定義が曖昧で、附帯決議の要請の一つの例示。これ自体を論点とするのではなく、他の論点と併せて議論することが必要。	・ 皇族数の確保という観点では認めてよい。	・ 不同意 ・ 女性皇族の婚姻後の皇族身分保持については、女性宮家の設立、さらには女系天皇まで想定した議論もある。配偶者が一般国民である場合の当人、および子の身分について詰めた議論が行われていない。男系男子による皇位継承が崩れかねない問題のため、拙速に決めてはならない。	・ 男性皇族と女性皇族の扱いに差があることに合理的な理由はなく、皇族のあり方を見直す中で第1案や女性宮家を創設すること自体は否定しない。 ・ 皇族費の増大につながる面があり慎重に検討すべき課題 → [個別ヒア] ・ 皇族が民間人と結婚する場合に、皇族を離脱する必要はなく、現行制度は変えた方がよい。女性皇族が結婚されても残ることには賛成。 ・ 選択制は今後の議論 ・ (悠仁親王殿下までの皇位継承順位はゆるがせにしないことを前提に、女性皇族の身分保持という提案があることについて) 限定をつけて女性宮家というのではなく、女性天皇など根本的にいろいろな可能性を議論すべき。
(2) 配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	・ 配偶者・子は、原則として皇族としての身分を有すべきではない。 ・ 配偶者が一般国民である場合、先例にならい、配偶者・子は、准皇族(待遇は皇族と同じだが、皇籍・皇位継承権は持たない)とする解決策があるのではないか。	・ 配偶者・子は、皇族としての身分を有するべきではない。		・ 配偶者・子は、皇族としての身分を有しない方がよいが、男性皇族と婚姻した女性は皇族となることとの整合性、14条1項との整合性についての合理的な説明は可能なのか。 → [個別ヒア] ・ 平等に扱うべきではないか。
(3) 現在の内親王・女王殿下の処遇について	・ 議論を詰める必要がある。			

	沖縄の風	NHK から国民を守る党	【参考】(旧) 教育無償化を実現する会
(1) その賛否について	・ 「女系・女性天皇の容認、女性宮家の創設」と大きく乖離 ・ 憲法14条の問題がある。 → [個別ヒア] ・ 女系皇族の存在を皇統の一つに考えることが重要 ・ 女性・女系天皇を容認する中での皇族数の確保のためであれば、認める。 ・ 財政の面は少し気になる。	・ 条件付き賛成。必要であるならば、皇室の「先例」に従って進めていただく。 ・ この条件として、第2案・第3案により皇族となる方を含む皇族との婚姻を考慮 ・ 「女性宮家」が必要であるならば、皇室の「先例」に従って進めていただく。	・ 具体的制度化を速やかに進めるべき。
(2) 配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について		・ 民間人男性が皇族になることが出来ない理由は明確に存在するため、男性差別ではなく合理的区別であると理解 ・ 配偶者が一般国民である場合、先例にある、一代限りの准皇族(皇位継承権なし)とする制度を考えてもいいのではないか。	・ 配偶者と子についても皇室に入ることを認めるべき。家としての一体性を重視。 ・ 選択制も議論すべき。 ・ 皇位継承資格は男系男子を基本とする観点から、配偶者と子は皇位継承権を有しないものとすべき。
(3) 現在の内親王・女王殿下の処遇について			・ 女性皇族の御意見を最大限に尊重した形で制度化の議論を進めるべき。